

都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）第１１条第１項の規定により市街地再開発組合の設立が認可され、同法第１９条第１項の規定により公告がなされたため、同法施行規則第３９条第２項の規定により、次のとおり公告する。

令和６年１１月２２日

城山町三丁目第二地区市街地再開発組合
設立発起人代表

株式会社Ｋ＆Ａ　ＣＯＭＰＡＮＹ

代表取締役　塚田　錦治

- １　組合の名称
城山町三丁目第二地区市街地再開発組合
- ２　事業施行期間
令和６年１１月２２日から令和１３年３月まで
- ３　施行地区
小山市城山町三丁目１８８１番９外６９筆及び公有地の一部
- ４　事務所の所在地
小山市城山町三丁目４番３号
- ５　設立認可年月日
令和６年１１月２２日
- ６　事業年度
毎年４月１日から翌年３月３１日まで
- ７　公告の方法
法令に定めるもののほか、事務所前の掲示場、組合が適当と認める場所に掲示する
- ８　権利変換を希望しない旨の申し出をすることができる期限
令和６年１２月２１日まで

